

南九州市申請書等の押印の特例に関する規則をここに公布する。

令和 8 年 6 月 11 日

南九州市長 塗木 弘幸

南九州市規則第32号

南九州市申請書等の押印の特例に関する規則

(目的)

第1条 この規則は、市長又はその補助機関に提出する申請、届出等の書類（以下「申請書等」という。）について、押印を省略できるようにすることにより、行政手続等の簡素化を図り、もって市民の負担を軽減することを目的とする。

(押印の省略)

第2条 市長又はその補助機関に提出する申請書等であつて、規則その他の規程（以下「規則等」という。）により押印を要するとされているものについては、当該規則等の規定にかかわらず、押印すべき者（法人にあっては、代表者に限る。以下同じ。）が氏名を自署又は記名する場合には、押印を省略することができる。

(適用除外)

第3条 次に掲げる申請書等に係る場合には、前条の規定は適用しない。

- (1) 法令、条例及びこれらに基づく規則等並びに国又は他の地方公共団体の定めるところにより押印が義務付けられているもの
- (2) 入札書、契約書その他契約事務に関する書類を本市に提出するもの
- (3) 印影の照合が必要となるもの
- (4) 提出者の権利を制限し、又は提出者及びその関係者に義務を課し、若しくは不利益を生じるおそれがある事項に係るもの
- (5) その他市長が特に必要と認めるもの

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、公布の日から施行し、令和 7 年 4 月 1 日から適用する。

(経過措置)

- 2 この規則の規定により申請書等の押印を省略できる文書は、規則等の定めにかかわらず、規則等が改正されるまでの間、所要の調整をし、申請書等の押印を省略することができる。